

## 阿見町長の交際費情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、阿見町長の交際費の支出に係る情報(以下「交際費情報」という。)の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表する内容)

第 2 条 公表する交際費情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(公表の時期)

第 3 条 交際費情報の公表は、交際費を支出した月の翌月の末日までに行うものとする。

(公表の方法)

第 4 条 交際費情報の公表は、阿見町ホームページに掲載するとともに、阿見町役場情報公開コーナーにて閲覧に供することにより行うものとする。

(公表における注意)

第 5 条 交際費情報の公表に当たっては、円滑な町政運営に資するため、相手方との信頼関係及び友好関係の維持及び増進を図るという交際費の趣旨にかんがみ、阿見町情報公開条例(平成 12 年阿見町条例第 41 号)第 7 条各号に規定する非公開情報が含まれないよう、十分に注意して行わなければならない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。